



2019年12月12日

各 位

会 社 名 株式会社フジ・コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 遠藤 文樹  
(コード番号：7605 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役管理部部長 多賀 睦実  
( TEL : 022-348-3300 )

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年12月12日開催の取締役会において、現行の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2020年1月29日開催予定の第47回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度を導入する理由

当社取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、本制度を導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

当社の取締役の報酬額は、2012年1月26日開催の第39回定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、2017年1月27日開催の第44回定時株主総会において、上記の報酬の額とは別枠にて、年額50百万円の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与することができるものとご承認頂いておりますが、現行のストック・オプション制度を廃止し、新たに本制度を導入するため、これらとは別枠で譲渡制限付株式の交付を目的として年額50百万円以内の範囲で支給することをお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年 50,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（2）譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上